

情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会

検討テーマに係る制度等の概要と現状

	テーマ	頁
1	情報公開（公文書の開示等）	1
2	文書管理	7
3	歴史公文書の保存	10
4	事故・事件が発生した場合の公表	14
5	災害が発生した場合の公表	18
6	広聴案件に対する対応状況の情報提供	19
7	会議等の公開	21
8	庁内会議の記録の作成・保存	22
9	記者発表などによる情報提供	23
10	県が保有する行政情報の積極的な提供	25
11	オープンデータ（統計情報等）などの推進	27

テーマ 1 情報公開（公文書の開示等）

1 制度等の概要

本県では、県政に対する県民の理解と信頼を一層深めるため、平成 5 年 1 月から「山形県公文書公開実施要綱」に基づき、県が保有する公文書の公開を実施してきたが、「公文書の開示を求める県民の権利とこれに応じる県の義務」を定めることにより「県政について説明する県の責務」が全うされ、「県民の県政に対する適正な評価の確保と参加の促進」を図るため、平成 9 年 1 2 月に「山形県情報公開条例」を制定し、それに基づき情報公開を行っている。

(1) 目的（第 1 条）

県の保有する情報を提供することにより、県民の県政に対する適正な評価を得て、県政への参加を促す。

(2) 実施する機関（第 2 条第 1 号）

知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者、病院事業管理者、県が設立団体である地方独立行政法人（山形県・酒田市病院機構、公立大学法人山形県立保健医療大学、山形県公立大学法人（米沢栄養大学、米沢女子短期大学））

(3) 対象となる情報（第 2 条第 3 号）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、その他の記録媒体（※）であつて、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有するもの

（※） フィルム、コンピュータ用磁気テープ、FD、HD、ビデオテープ、録音テープ、録音ディスクなど

(4) 開示請求権者（第 4 条）及び実施機関の開示義務（第 5 条）

何人も、原則として実施機関が保有する全ての公文書の開示を請求可能（請求を受けた実施機関は、一定の不開示情報がある場合を除き、請求に係る公文書を開示しなければならない。）

(5) 不開示情報（第 6 条）

第 1 項

- ①法令秘情報：法令等により公にしてはならないとされている情報
- ②個人に関する情報：特定の個人が識別され得る情報
- ③法人等に関する情報：経営上のノウハウ等法人等の正当な利益を害するおそれがある情報
- ④公共安全維持情報：人の生命保護や犯罪の予防・捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報
- ⑤意思形成過程情報：審議等の中で、公にすると混乱を生じさせる等のおそれがある情報
- ⑥行政執行情報：開示すると事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報
- ⑦国等関係情報：開示すると国や市町村との協力・信頼関係を損なうおそれのある情報

第 2 項

- 存否応答拒否：公文書の存否を明らかにするだけで、不開示情報の規定により保護される利益が侵害されることとなる場合がある情報

(6) 決定までの期間（第7条）

開示請求があった日から起算して15日以内に開示・不開示等を決定し、通知する。ただし、事務処理上の困難等がある場合は延長も可。

■開示方法・手数料（第10条）

1 公文書の閲覧・視聴	無 料		
2 公文書の写しの交付			
(1) 白黒コピー（1枚）	10円	(5) DVD+R（1枚）	160円
(2) カラーコピー（1枚）	50円	(6) ビデオテープ（1巻）	190円
(3) FD（1枚）	70円	(7) 録音カセットテープ（1巻）	150円
(4) CD-R（1枚）	80円		

2 現状

(1) 開示・不開示の判断

情報公開条例、「条例の趣旨及び解釈」（部長通知）などにより判断する。

(2) 他都道府県の不開示情報

条例に規定する不開示情報については、他都道府県の条例の不開示情報と大きな違いはない。

(3) 28年度実績

【請求件数：655件】

決定等		件数	決定の割合
決 定	全部公開	506	81.8%
	一部公開	111	17.9%
	不開示	2	0.3%
	小計	619	100.0%
不 存 在		8	—
取 下 げ		28	—
計		655	—

※取下げの理由としては、対象公文書が存在しないことを確認した場合や、他の方法で取得できた場合などがある。

(4) 一部開示及び不開示とした理由の内訳（山形県情報公開条例第6条第1項及び第2項）

		不開示項目	件数	割合	備考
I	①	法令秘情報	2	1.8%	
	②	個人に関する情報	72	63.7%	
	③	法人等に関する情報	64	56.6%	
	④	公共安全維持情報	0	0.0%	
	⑤	意思形成過程情報	1	0.9%	
	⑥	行政執行情報	30	26.5%	
	⑦	国等関係情報	0	0.0%	
II		存否応答拒否	2	1.8%	不開示の2件が該当
		計	171	151.3%	
一部開示と不開示の合計			113		

※「割合」は、(3)の一部開示と不開示の合計113件に対する割合。

情報公開条例に基づく開示請求に係る不服申立ての状況

(1) 内容等

番号	異議申立年月日	請求の内容	担当課	原決定		情報公開・個人情報保護審査会		決定年月日 決定内容
				年月日 内容	理由	諮問年月日 答申年月日	答申内容	
1	H11.1.21	10年7～8月の知事交際費に関する支出関係文書	総務部総務課	H10.11.27 一部開示	個人情報 法人等情報 行政執行情報	H11.1.26 諮問 H11.7.1 答申	前渡資金出納簿の支出項目、相手方(団体)の一部、債権者情報(住所・名称)等は開示	H11.7.9 一部認容
2	H12.2.10	10年7月～11年3月の教職員に係る懲戒処分辞令案及び処分事由説明書案及び10年懲戒処分状況	教育委員会	H12.2.2 一部開示	個人情報 行政執行情報	H12.2.16 諮問 H13.1.16	「懲戒処分状況」の一部事案に係る身分のうちの職の種類は開示	H13.1.30 一部認容
3	H12.12.4	置賜総合病院の売店選定許可に係る各申請者から提出された企画提案書、その概要及び審査の状況	医務福祉課	H12.11.17 却下	公文書不存在	—	—	(H12.12.15) (取下げ)
4	H13.1.15	〇〇〇〇から県に提出された県内における採石事業に係る認可申請書類一式	庄内総合支庁	H13.1.9 一部開示	個人情報 法人等情報	—	—	H13.2.21 認容 業務管理者の1日当たりの職務専念時間を開示
5	H13.7.17	平成11年度に支出した山形県議会の会派政務調査費(県政調査研究交付金)に関する交付申請書、支出金調書、実績報告書(決算報告書)及び領収書	出納局	H13.5.23 却下	公文書不存在	H13.8.3 諮問 H14.3.18 答申	実施機関の決定は妥当	H14.3.20 棄却
6	H13.7.17	山形県議会が平成11年1月1日から平成13年3月31日までの間実施した県議会議員及び随員職員の国外(海外)出張に関する旅費請求書、旅行命令簿、支出票及び復命書	出納局	H13.5.23 却下	公文書不存在	H13.8.3 諮問 H14.3.18 答申	実施機関の決定は妥当	H14.3.20 棄却
7	H13.7.17	平成12年8月から同年10月に実施した県警総務課職員の出張に関する旅行命令簿、旅費請求書並びに復命書及び添付書類	出納局	H13.5.23 却下	公文書不存在	H13.8.3 諮問 H14.3.18 答申	実施機関の決定は妥当	H14.3.20 棄却
8	H13.7.17	最上地方事務所農村整備課が所管した工事施工に係る平成11年1月1日から平成13年4月15日の間に実施した入札についての入札結果調書及び予定価格書	農村計画課	H13.5.23 一部開示	個人情報	H13.7.26 諮問 H14.3.18 答申	実施機関の決定は妥当	H14.3.20 棄却
9	H13.7.17	新庄土地改良事務所が所管した工事施工に係る平成11年1月1日から平成13年4月15日の間に実施した入札についての入札結果調書及び予定価格書	農村計画課	H13.5.23 一部開示	行政執行情報	H13.7.26 諮問 H14.3.18 答申	実施機関の決定は妥当	H14.3.20 棄却
10	H14.6.10	出張旅費の返納金及び当該遅延利息の納入に係る調査・検討報告書、知事の決裁文書、納入請求に関する文書(納入通知書、領収済通知書等)	土木部管理課	H14.4.17 一部開示	個人情報	H14.6.26 諮問 H14.12.26 答申	納入義務者の旧所属名を開示すべき	H15.1.15 一部認容

番号	異議申立 年月日	請求の内容	担当課	原決定		情報公開・個人情報保護審査会		決定年月日 決定内容
				年月日 内容	理由	諮問年月日 答申年月日	答申内容	
11	H15.4.15	旅費執行状況調査報告作成に関する書類	新行財政システム推進課	H15.2.17 一部開示	個人情報 法人情報 行政執行情報	H15.5.15 諮問 H16.6.1 答申	不開示部分のうち、特定の個人が識別される情報であっても、慣行として公にされている部分は開示すべき	H16.6.4 一部認容
12	H15.4.15	交通取締り時の対応に対する苦情申出に関する調査結果報告書	公安委員会	H15.2.17 一部開示	個人情報 行政執行情報	H15.5.23 諮問 H16.1.27 答申	不開示部分のうち特定の個人が識別され得ない部分は開示すべき	H16.2.12 一部認容
13	H15.4.15	交通取締り時の対応及び公安委員会の電話対応に対する苦情申出に関する調査結果報告書	公安委員会	H15.2.17 一部開示	個人情報 行政執行情報	H15.5.23 諮問 H16.1.27 答申	不開示部分のうち特定の個人が識別され得ない部分は開示すべき	H16.2.12 一部認容
14	H15.4.15	交通取締り時の対応及び公安委員会の電話対応に対する苦情申出に関する調査結果報告書	公安委員会	H15.2.17 一部開示	個人情報 行政執行情報	H15.5.23 諮問 H16.1.27 答申	不開示部分のうち特定の個人が識別され得ない部分は開示すべき	H16.2.12 一部認容
15	H15.7.7	県公立学校教員選考試験問題	教育委員会	H15.7.4 開示請求 却下	請求権無 (利害関係)	H15.8.1 諮問 H16.6.1	実施機関の決定は妥当	H16.6.28 棄却
16	H17.1.14	職員の旅費相当額等の納入に関する書類	管理課	H16.11.16 一部開示	個人情報	H17.1.21 諮問 H17.10.21 答申	不開示部分のうち、「納入者の市町村名までの部分」は開示。	H17 一部認容
17	H17.2.7	捜査報償費の支出に関する書類	公安委員会	H16.12.13 一部開示	個人情報 公共安全維持 情報	H17.3.11 諮問 H18.3.27 答申	実施機関の決定は妥当	棄却
18	H17.2.7	捜査報償費の支出に関する書類	公安委員会	H16.12.13 一部開示	個人情報 公共安全維持 情報	H17.3.11 諮問 H18.3.27 答申	不開示部分のうち、「月別の金額等(個別の支払いの金額が判別される場合を除く。)」は開示	一部認容
19	H17.8.17	地方バス対策費に関する文書	管理課	H17.5.26 一部開示	個人情報 法人等情報	—	—	(H17.9.1) 却下 不服申立て できる期間 を超過し不 適法である

番号	異議申立 年月日	請求の内容	担当課	原決定		情報公開・個人情報保護審査会		決定年月日 決定内容
				年月日 内容	理由	諮問年月日 答申年月日	答申内容	
20	H18.3.9	県立病院の清掃業務委託に関する仕様書、積算書	県立病院課	H18.2.27 一部開示	個人情報 行政執行情報	H18.3.31 諮問 H18.9.1 答申	実施機関の決定は妥当	H18.9.15 棄却
21	H18.4.25	公正取引委員会から知事あてに発出された鋼橋上部工事の発注状況に関する報告依頼書並びに、それについての知事から公正取引委員会に提出された報告書及び添付資料一式	建設企画課	H18.3.24 一部開示	国等関係情報	H18.6.6 諮問 H19.1.23 答申	一部開示決定を行った時点における実施機関の判断は不適切とまでは言い切れないが、現時点において開示すべきである	H19.3.22 認容
22	H18.7.3	山形県内〇〇市に係る、昭和〇年〇月の国から〇〇あての売払い文書及び昭和〇年〇月の〇〇から国が買収したときの契約文書	農村計画課	H18.6.5 一部開示	個人情報	H18.7.4 諮問 H19.1.23 答申	公文書の不開示部分のうち、特定の個人を識別するとは言えない部分については開示すべきである	H19.1.26 一部認容
23	H18.11.2	中小河川改良工事に係る丈量図等	村山総合支庁 用地課	H18.10.6 一部開示	個人情報	H18.11.29 諮問 H19.7.12 答申	公文書の不開示部分のうち、公にされ、又は公にすることが予定されている部分については開示すべきである	H20.3.18 一部認容
24	H20.2.26	・公金管理の取扱実態に関する実地調査に係る一切の文書 ・公金管理実地調査検証委員会に係る一切の文書 ・山形県事務処理適正化委員会に係る一切の文書	改革推進課	H20.1.9 一部開示	個人情報 法人等情報 行政執行情報	H20.3.13 諮問 H21.3.25 答申	不開示部分のうち、公の情報と認められる部分は開示	H21 一部認容
25	H20.2.27	山形県教育委員会事務処理適正化委員会に係る一切の文書	教育庁総務課	H20.1.9 一部開示	個人情報 行政執行情報	H20.3.13 諮問 H21.3.25 答申	不開示部分のうち、公の情報と認められる部分は開示	H21 一部認容
26	H20.6.2	最上小国川ダムの平成20年度概算要求資料	河川砂防課	H20.4.18 一部開示	個人情報 法人等情報 意思形成過程 情報 行政執行情報	H20.6.19 諮問 H21.6.18 答申	公文書の不開示部分のうち、特定の個人が識別されない部分及び事実を記載した部分については開示すべきである。	H21.7.3 一部認容
27	H20.12.5	・県が所持している農業共済組合の果樹共済の書類 ・農業共済組合が行った調査の返答	農政企画課	H20.10.9 一部開示	個人情報 法人等情報	H21.1.14 諮問 H21.9.7 答申	公文書の不開示部分のうち、組合の正当な利益を害さない情報は開示すべきである。	H21.9.24 認容
28	H22.6.24	農業共済組合が行った調査結果及び調査票等	農政企画課	H22.4.7 一部開示	個人情報	H22.8.24 諮問 H23.4.18 答申	実施機関の決定は妥当	H23.5.6 棄却
29	H23.3.4	会計経理に関する調査関係資料	県警察本部	H23.1.7 一部開示	個人情報 法人等情報 行政執行情報	H23.4.7 諮問 H23.12.2 答申	実施機関の決定は妥当	H23.12.22 棄却

番号	異議申立年月日	請求の内容	担当課	原決定		情報公開・個人情報保護審査会		決定年月日 決定内容
				年月日 内容	理由	諮問年月日 答申年月日	答申内容	
30	H23.4.30	脳死患者からの臓器提供関係資料	病院事業局	H23.3.3 一部開示	個人情報 行政執行情報	H23.5.31 諮問 H24.3.5 答申	実施機関の決定は妥当	H24.3.21 棄却
31	H26.1.31	最上小国川の治水対策に係る比較資料	河川課	H26.1.23 不開示	行政執行情報	—	—	(H26.2.13) (取下げ)
32	H27.1.8	最上総合支庁建設部建設総務課所管工事実施設計書	最上総合支庁 総務課	H26.12.24 開示	—	—	—	(H27.1.15) (取下げ) 決定通知書の文言が開示請求書に記載されたとおりでない等の理由での異議申立て

(2)決定等の内訳

年度	申立件数	不服申立てに対する決定等					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審議中
10年度	1		1				
11年度	1		1				
12年度	2	1				1	
13年度	5			5			
14年度	1		1				
15年度	5		4	1			
16年度	3		2	1			
17年度	2			1	1		
18年度	3	1	2				
19年度	2		2				
20年度	2	1	1				
21年度	0						
22年度	2			2			
23年度	1			1			
24年度	0						
25年度	1					1	
26年度	1					1	
27年度	0						
28年度	0						
29年度	0						
合計	32	3	14	11	1	3	0

※件数は、不服申立てがあった日が属する年度に計上している。
※平成29年10月末現在の状況。

(3)県が当事者となった訴訟

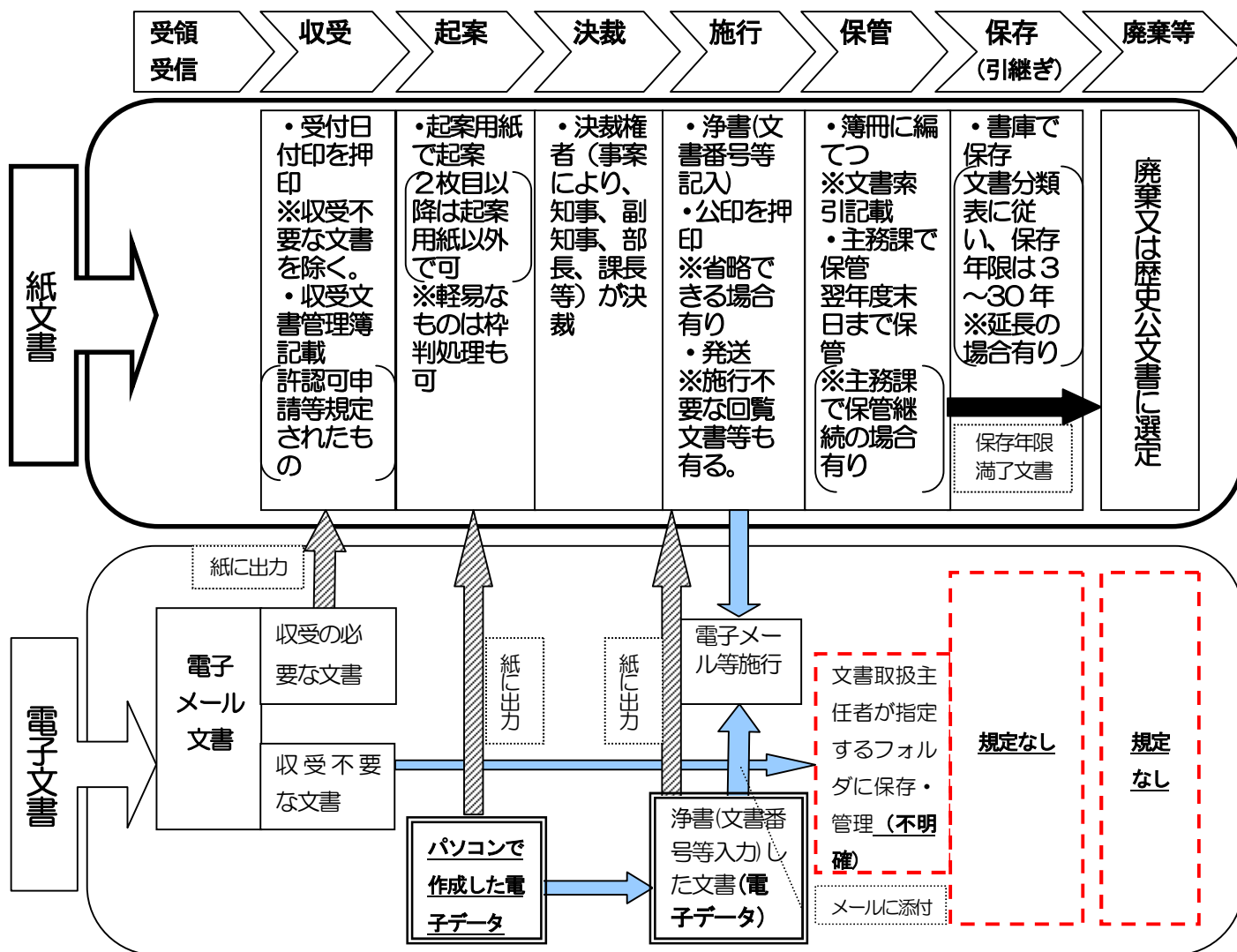
番号	訴えの提起	事件名	担当課	判決等	結果	備考
1	H11.3	公文書非公開処分取消請求事件	総務課	H14.4	原告敗訴	旅費に関する文書
2	H17.2	公文書非公開処分取消請求事件	管理課	H18.11	請求一部認容→原告控訴	旅費相当額及び遅延利息の請求に関する文書 二審で控訴人(原告)側の主張の大部分が認められた
	H18.12			請求一部認容(確定)		
3	H24.1	公文書一部開示決定処分に対する取消請求事件(農業共済調査結果)	農政企画課 団体指導室	H25.3	請求棄却→原告控訴	農業共済組合に関する文書
	H25.4			控訴棄却→原告上告		
	H25.8			上告棄却(確定)		
4	H29.7	公文書一部非開示決定処分取消請求事件	学事文書課	—	—	私学の決算に関する文書

テーマ2 文書管理について

1 制度等の概要

本県における文書は、山形県文書管理規程（昭和43年4月県訓令第7号。以下「規程」という。）に基づき管理を行っている。現行の規程は、主に紙文書での管理を規定したものであり、電子メールを利用した電子文書については、「電子メール及び電子掲示板を利用した電子文書取扱要領」（平成28年3月学事文書課長通知。以下「要領」という。）に基づき管理している。

【主な文書事務の流れ】



2 現状

- 本県における文書の作成については、現行の規程において、事務処理は文書で行うことを原則とすると規定しているのみで、文書の作成範囲に係る具体的な規定等はない。
 なお、政府においては、公文書管理法第4条の規定により、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程等について文書を作成しなければならないとされている。
- 電子文書のうち電子メール文書については、要領に基づき、原則紙に出力して、当該紙文書を規程に基づき管理しているが、パソコンで作成した電子データや電子メールの具体的な保存場所、保存年限及び廃棄について明確ではない。
- 文書の保存年限については、規程第40条第1項において規定している（詳細は別紙参照）。なお、直近の保存年限の延長率は、本庁書庫保存文書で約60%となっている。
- 本県で管理している文書簿冊数は、平成29年3月31日現在で、421,065冊であり、平成28年度における増加数は11,367冊である。（公文書管理支援システムより集計）。

(別紙)

【本県における文書の保存年限について】

<p>(1) 30年保存すべきもの</p> <ul style="list-style-type: none">イ 皇室に関するものロ 条例、規則及び訓令等の原議書ハ 中央官庁関係及び本県の通知で例規となるものニ 職員の任用及び賞罰等に関するものホ 恩給及び退職手当の裁定に関するものヘ 県議会に関するもので重要なものト 不服申立て及び訴訟に関するもので重要なものチ 許可、認可、免許及び登録等で重要なもの	<p>(2) 10年保存すべきもの</p> <ul style="list-style-type: none">イ 中央官庁関係及び本県の通知で重要なものロ 不服申立て及び訴訟に関するもので重要でないものハ 各種貸付金に関するもので重要なものニ 工事の設計書及び工事に関する命令書並びに検査書ホ その他重要なもので10年の保存を必要とするもの
<p>リ 褒章及び表彰に関するもので重要なもの</p> <p>ヌ 県史編さんの参考となるもの</p> <p>ル 官報及び県公報(文書主管課所管のもの)</p> <p>ヲ 統計書その他の図書で重要なもの</p> <p>ワ 県有財産の取得及び処分に関するもの</p> <p>カ 郡市町村の廃置分合、改称及び境界変更に関するもの</p>	<p>(3) 5年保存すべきもの</p> <ul style="list-style-type: none">イ 起債に関するものロ 会計検査院に対する弁明書ハ 歳入、歳出その他現金出納に関するもので後日の証拠として必要なものニ その他5年の保存を必要とするもの
<p>ヨ 農地の買収売渡計画及び土地工作物の収用使用に関するもので重要なもの</p> <p>タ 試験及び研究資料で重要なもの</p> <p>レ 決算又は出納に関するもので重要なもの</p> <p>ソ 重要施策の計画及び経過に関するもの</p> <p>ツ 簿冊等の廃棄の記録</p> <p>ネ その他重要なもので、30年の保存を必要とするもの</p>	<p>(4) 3年保存すべきもの</p> <ul style="list-style-type: none">イ 請願及び陳情に関するものロ 総務部人事課整理以外の人事に関するものハ 出勤簿並びに物品の配付及び送付に関するものニ その他3年の保存を必要とするもの
	<p>(5) 1年保存(翌年度末日まで保管)すべきもの</p> <ul style="list-style-type: none">イ 通知、照会等で後日の参照を必要としないものロ その他軽易なもの

(山形県文書管理規程第40条第1項より抜粋)

文書の作成基準における政府及び都道府県の

学事文書課

平成29年11月現在

公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)

行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。)

政 府

現 行

公文書管理法第4条(文書の作成)において、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、軽微なものを除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならないと規定

- (1) 法令の制定又は改廃及びその経緯
- (2) 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議(これらに準ずるものを含む。)の決定又は了解及びその経緯
- (3) 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯
- (4) 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
- (5) 職員の人事に関する事項

※従来、ガイドラインにより運用

実務上の詳細は「ガイドライン」で定め、文書の作成義務を明確化(第3 作成)

- ・文書管理者の指示に従い、最終的な意思決定のみならず、決定に至る経緯・過程について文書を作成
 - ・行政機関間でなされた協議を外から事後的に検証できるよう文書を作成
 - ・各行政機関に共通する業務の業務プロセスに係る文書を22の事項に区分して類型化し、行政文書の保存期間基準を規定(ガイドライン別表第1)(※1)
- 別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌して、文書を作成
- ・審議会等や懇談会等及び国務大臣を構成員とする会議等は議事の記録を作成

ガイドライン改正案(年内改正)

各行政機関における行政文書の管理の在り方について、様々な指摘がなされ、現在及び将来の住民への説明責務を全うする観点から、より一層適正な管理を進めていくための方策を検討

※今回のガイドラインの見直しでは、別表第1(※1)に掲げる業務の打合せ等の文書を作成するとともに、その正確性の確保及び随時内容が更新される行政文書の取扱いを示した。



適正な行政文書の作成に当たり講じる方策

- 1 作成する文書の範囲
内部の打合せや外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録について、文書を作成することを明確化
- 2 行政文書の正確性確保
・複数の職員による確認を経た上で、文書管理者(課長級)による内容の確認
・外部の者との打合せ等記録の内部出席者の確認及び可能な限り、相手方による確認
- 3 随時内容が更新される行政文書の取扱い
随時内容が更新される行政文書は、更新のどの過程にある文書か、また、作成時点や作成担当者を明示

【参考】(※1)「ガイドライン別表第1」行政文書の保存期間基準(一例抜粋)

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯				
1 法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書(一の項イ)	30年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 政務二役会議の決定

政府における会議等の記録の作成基準

文書管理者の指示に従い、以下の議事の記録の作成を規定
■作成すべき記録：開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容記載の記事の記録、配布資料、(3)のみ決定又は了解を記録した文書)等

- (1) 審議会等や懇談会等
- (2) 国務大臣を構成員とする会議又は省議
- (3) 歴史的緊急事態に対応する会議等

所掌事務に関する単なる照会又は問合せに対する応答、内部における日常的な業務連絡又は打合せ等(事後に確認を要さず、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ当該事案が歴史的価値を有さないもの)は不要

都 道 府 県

本県以外	約半数が、公文書管理法第4条に準じた規定を設置しており、北海道及び岐阜県においては詳細な基準となる同条各号に相当する規定を置いている。
青森県(参考事例)	規定あり 文書の作成基準(総務部長通知) 「意思決定に至る過程」の文書の作成基準 ・幹部職員等への説明・報告等 対象：幹部職員等(二役及び管理・監督職員)に対する重要事案の説明・報告及び幹部職員等からの重要事案に関する指示内容 ・会議等 対象となる会議等 →それぞれに文書の作成方法を規定
山形県	規定なし 現行：会議の記録の作成・保存の徹底について(H24.4部長会議資料)のみ

【参考】青森県における文書の作成基準

- 「意思決定に至る過程」の文書(確実に記録し、適正管理するもの)
- (1) 幹部職員(二役及び管理・監督的地位にある職員)等への説明、報告等
 - ・幹部職員等に対する重要事案(政策決定や意思決定にかかわるもの)に関する説明、報告
 - ・幹部職員等からの重要事案に関する指示内容
 - 作成方法：説明等の実施日、出席者、主たる説明者及び説明等の結果を説明資料の余白又は別紙に記録(指示があった場合は、指示内容も記載)
幹部職員等からの指示の趣旨を文書に記録
 - (2) 会議等
 - ・附属機関及び附属機関に類似する懇談会等
 - ・訓令等の内部規程により設置された会議等
 - ・複数の所属にまたがって協議を行う会議(実務担当者レベルの打合せ等、定例又は軽易なものを除く。)
 - ・県の外部の者との会議等
 - ・その他、政策決定や意思決定にかかわる事項を議題とする会議等
 - 作成方法：配布資料の余白又は別紙に、日時、場所、出席者、議題、議事要旨、発言者名及び発言者名ごとの発言内容、その他参考事項を記録

テーマ3 歴史公文書の保存について

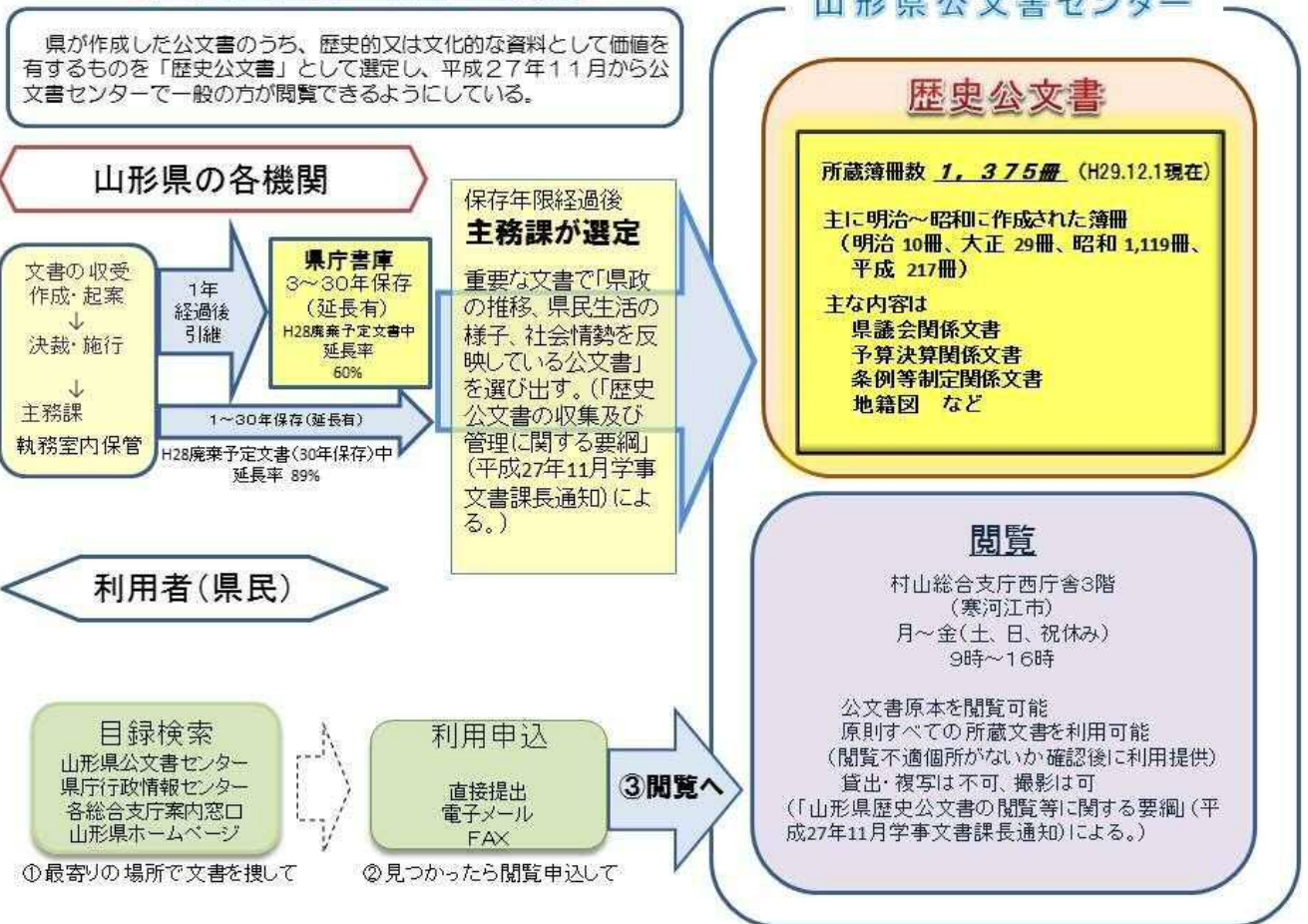
1 制度等の概要

・歴史公文書とは

保存年限を経過した文書で廃棄される文書のうち、歴史的又は文化的な資料として価値を有すると認めるもの。

本県の歴史公文書の選定は、「歴史公文書の収集及び管理に関する要領」で定められている「歴史公文書選定基準」（別紙）により文書を作成した課（主務課）が行っている。

◎歴史公文書の保存の概要◎



2 現状

- ・保存件数

平成 29 年 12 月 1 日現在所蔵数 1,375 冊
 平成 28 年度歴史公文書選定数 13 冊 (H27 34冊)

- ・利用状況

年度	閲覧室利用者数 (人)	閲覧者数 (人)	閲覧冊数 (冊)
H27	76	11	40
H28	92	18	53

- ・他県との比較

所蔵数：近隣他県は、30,000 冊～70,000 冊
 選定数：近隣他県の平成 28 年度の選定数は、約 40～500 冊

【違い】：選定者（本県）主務課

（選定数の多い他県）専門職員

選定時期（本県）保存年限経過後

（選定数の多い他県）文書作成後できるだけ早い時期

※ 国では、文書作成後できるだけ早い時期に各行政機関で選定を行うが、その際に国立公文書館の専門職員が技術的助言を行っている。

東北各県公文書館等の状況

	青森県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
名称	青森県公文書センター	宮城県公文書館	秋田県公文書館	山形県公文書センター	福島県歴史資料館
併設施設	県政情報センター	宮城県立図書館	秋田県立図書館	西村山地域振興局	—
公文書所蔵数 (H28 年度末) 冊	1,235	38,856	73,471	1,362	48,876
年間収集数 (H28 年度) 冊	40	370	511	13	178
面積（公文書館等部分） ㎡	—	761.1	2,484.5	— ※336.15	1,757.98
職員数 (H29 年度) 人	8(0)	9(3)	28(4)	1(0)	7(4)
備考	職員全員県庁 総務学務課本務				指定管理

※職員数の（ ）は、専門職員（学芸員等の資格を持ち国立公文書館研修等受講済者等）の数

※岩手県は、公文書館（センター）を開設していない。

(別紙)

歴史公文書選定基準

選定方針

- 保存年限が30年とされている文書又は部長決裁以上の重要な文書であるとともに、主要な県政の推移、内容、仕組みが分かり、県民の生活の様子や社会情勢を反映している文書で、おおむね次に掲げるものを選定するものとする。
- 上記方針にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）施行以前の文書は全て選定するものとする。

1 県政の主要な施策及び事業に関する文書

- (1) 県政の基本的な執行方針に関するもの
- (2) 県の総合発展計画、重要事業等の企画、執行及び効果に関するもの

2 例規等及び各種制度の制定、改廃に関する文書

- (1) 条例、規則、訓令、要綱、実施要領（補助金を含む。）等の制定改廃に関するもの
(注) 要綱、実施要領の選定は、社会情勢を反映し制定されたものなど、歴史的又は文化的な価値を有すると認められるものに限る。
- (2) 自治体消防制度等の制度に関するもの

3 県行政の管理・運営に関する文書

- (1) 行政組織機構の制定、改廃に関するもの
- (2) 職員定数、給与等の職員に関するもの
(注) 恩給裁定原議等の個人を対象とした申請、承認等に関するものは選定しない。
- (3) 財政に関する重要なもの

4 県議会に関する文書

- (1) 議会に提出した議案書、同説明資料等の決裁等に関するもの

5 審議会、その他重要な会議に関する文書

- (1) 審議会等の会議資料、議事録等のもの
- (2) 知事会議等の重要な会議に関するもの
(注) 連絡調整、事務研修を目的とした会議等は含まない。
- (3) その他重要な研究会、調査会等の報告書等のもの

6 国、県に対する陳情等に関する文書

- (1) 陳情、要望等に関するもの
(注) 国、他県、町村等に対する照会回答は選定しない。

7 褒章、表彰に関する文書

- (1) 褒章、叙位、叙勲の内申に関するもの
- (2) 各省庁大臣表彰の内申に関するもの
- (3) 名誉県民、知事表彰に関するもの
- (4) その他、主な賞（齋藤茂吉文化賞等）に関するもの

8 主要な統計調査及び研究に関する文書

- (1) 国勢調査、衛生統計等の基本的調査及びその地域別集計に関するもの
(注) 国において取りまとめる調査に対する提出データ(月報、週報等)は選定しない。
- (2) 世論調査、アンケート及びその地域別集計に関するもの
(注) 最終成果物のみとし、調査票等調査の過程に発生するものについては選定しない。
- (3) 調査方法、調査員等の調査制度に関するもの
- (4) 農林水産業、商工業等の研究結果及び経過がわかるもの

9 県有財産等の取得、管理、処分に関する文書

- (1) 主な県有財産の取得、管理、変更、処分等が明らかとなるもの
- (2) 主な国有財産の取得、管理、変更、処分等が明らかとなるもの
- (3) 特に重要な物品の取得、処分等が明らかとなるもの

10 行政処分及び訴訟等に関する文書

- (1) 重要な案件に係る許認可等に関するもの
- (2) 重要な案件に係る審査、調停、協定、補償等に関するもの
- (3) 重要な案件に係る訴訟及び行政不服審査に関するもの

11 市町村の行政区域、地方制度等に関する文書

- (1) 市町村の制度改革、廃置分合、境界変更に関するもの

12 主要な行事、事件、災害等に関する文書

- (1) 行幸啓等に関するもの
- (2) 大規模な博覧会等の県民に注目された行事に関するもの
(注) 定例的な行事、イベント(毎年、隔年)に関するものは選定しない。
- (3) 県民生活に大きな影響のあった事件等に関するもの
- (4) 主な災害(県民生活に大きな影響があったもの)に関するもの
- (5) 公害に関するもの

13 県の歴史、伝統等の文化的遺産に関する文書

- (1) 研究所 年史等の県の行政機構の沿革、運営がわかるもの
- (2) 県史編さんの資料となったもの、また参考になるとと思われるもの
- (3) 伝統、民俗、文化財等その他文化的遺産に関するもの

14 その他、歴史的又は文化的な資料として価値を有すると認められる文書

テーマ4 事故・事件が発生した場合の公表

1 制度等の概要

事故・事件が発生した場合の公表については、統一的な基準はない。

なお、「パブリシティの手引き」において考えや判断基準の設定をすべきことを規定している。

【参考】「パブリシティの手引き」（抜粋）

第5 緊急時における報道対応

(2) 情報提供すべきかどうか迷ったら

県は、持っている情報を県民に提供する責任があるという認識で判断しましょう。

行政の都合ではなく、県民の立場で考えることが必要です。

情報提供すべきか迷っているうちに、ほかから情報を入手した報道機関が取材に入ったり、誤った情報が流れて混乱に拍車がかかったりすることもあります。発表が後手に回って対応のまずさを指摘されるよりは、的確に発表して情報を整理したほうが賢明です。

情報提供すべき事項についての考え方はおおむね次のとおりです。

- ① 県民の生活や健康への影響が懸念され、広く注意を喚起する必要がある事項
- ② 公の施設や行政サービスに関することなど、公共性の観点から公表すべき事項
- ③ 公務への信頼性を確保し、行政の説明責任を果たすために公表すべき事項（職務上の事故、トラブル、不祥事など）
- ④ 県民生活に直接影響がなくても、県民（報道機関）の関心が高いと思われる事項
- ⑤ まれにしか起きないような事故、初めて発生した事件・事故などニュース性があるもの
- ⑥ その他、全国的な社会現象になっていることに関する事項等

(3) 情報提供についての判断基準の設定

緊急時には、さまざまな対応について短時間のうちに判断する必要に迫られます。報道対応について迅速に判断するためには、(2)に例示したような考え方に沿って、想定される具体的なケースに応じて、公表すべき事項やその公表内容についての判断基準をあらかじめ定めておくことが有効です。このことは、責任者が不在の場合に代行者が判断する際や予想外の事態が発生した場合の判断のよりどころとしても役に立ちます。

なお、判断基準を設定する際には、次のようなことに留意する必要があります。

- ① 公表について法的な制約がある事項の取り扱い（個人情報保護条例における収集・利用・提供の制限など）
- ② 公表しようとする事項について、国や市町村など関係する機関がある場合の事前調整

2 現状

- ・所管課による公表基準の整備は17となっている。（別紙1のとおり）
- ・公表基準がない事案の公表については、発生時に県民への影響や関心度、過去の事例等を参考に、個別に判断している。（別紙2のとおり）

《最近の公表時における外部からの指摘》

○ 事案の概要 1（子育て推進部確認中）

◇県施設における事故

県立の児童福祉施設（乳児院）において発生した重大事故について、発生から半年ほど経過した後に公表した。

【県民、議会など外部からの指摘】

- ・発生した時点で客観的事実を公表すべきではなかったか
- ・個人情報保護、当事者の同意、個人の事情に配慮することは必要だが、それと事実を公表することは区別して考えるべきではないか
- ・他の類似施設への注意喚起の観点から事故発生を速やかに公表すべきではなかったか
- ・公表基準が必要ではないか

○ 事案の概要 2（人事課確認中）

◇職員の不祥事

県外で発生した職員の不祥事について、一審で有罪判決が出たため、これを受けての知事コメントを発表し、その2日後、職員の処分について公表した。一連の対応は事案発生から1年後となった。

【県民、議会など外部からの指摘】

- ・逮捕された時点で公表すべきではなかったか
- ・公表の考え方はどうなっているのか

◆事故・事件が発生した場合の公表について

1 県で作成した公表基準があるものについて

業務主管課名	策定主体	基準名称	主な内容	公表実績【H25.4～H29.11】
情報政策課	県	「山形県基幹高速通信ネットワーク障害対応基本方針」	公表主体、判断基準、公表内容、公表方法	なし
水大気環境課	県	「山形県大気汚染緊急時対策要綱」	公表主体、判断基準、連絡系統、緊急時対応等	なし
水大気環境課	県	「山形県PM2.5注意喚起対応マニュアル」	公表主体、判断基準、連絡系統、緊急時対応等	なし
水大気環境課	県	「土壌・地下水汚染に係る対応マニュアル」	公表主体、判断基準等	なし
水大気環境課	県	「水質汚濁事故に係る報道機関等への公表基準について」	判断基準、公表主体、県主管課の役割等	2件
循環型社会推進課	県	「産業廃棄物処理業者に対する行政処分等に係る情報提供の取扱いについて」	公表主体、判断基準、公表方法	5件
みどり自然課	県	「高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥に係る対応マニュアル」	公表主体、判断基準、関係課の役割	なし
食品安全衛生課	県	「流通食品等の食品衛生上の事案発生時における公表基準」	判断基準、公表内容、公表方法	8件
食品安全衛生課、健康福祉企画課	県	「報道機関発表に関する規定」「患者に係る記者発表内容」(食品安全衛生課(食品衛生監視業務)と健康福祉企画課(感染症関係業務)で作成)	判断基準、公表内容、公表方法	食品安全衛生課：56件 健康福祉企画課：81件
障がい福祉課	県	「山形県立こども医療療育センターの医療(療育)事故等に関する公表並びに報告」	判断基準、公表主体、公表内容	なし
	県と指定管理者	「山形県身体障がい者保養所東紅苑の管理に関する協定書(包括協定)」	判断基準、公表主体、公表内容	なし
	県と指定管理者	「山形県立ふれあいの家の管理に関する協定書(包括協定)」	判断基準、公表主体、公表内容	なし
	県と指定管理者	「山形県立みやま荘の管理に関する協定書(包括協定)」	判断基準、公表主体、公表内容	なし
	県と指定管理者	「山形県福祉休養ホーム寿海別荘の管理に関する協定書(包括協定)」	判断基準、公表主体、公表内容	なし
	県と指定管理者	「山形県立泉荘の管理に関する協定書(包括協定)」	判断基準、公表主体、公表内容	なし
農業技術環境課	県	「山形県農産物汚染緊急対応指針(農林水産部対応)(カドミウム基準値超過米対応)」	公表時期、公表内容、公表手順(公表主体、公表方法等)	なし
畜産振興課	県	「山形県牛海綿状脳症(BSE)対応マニュアル」	公表主体、判断基準、公表内容、関係課の役割	なし
	県	「山形県口蹄疫対策本部対応マニュアル」	公表主体、判断基準、公表内容、関係課の役割	なし
	県	「高病原性鳥インフルエンザ対策本部対応マニュアル」(家畜伝染病予防関係業務として作成)	公表主体、判断基準、公表内容、関係課の役割	なし
建設企画課	県	「障害時のシステム対応について」	判断基準、公表方法、公表主体	なし
空港港湾課	県	「空港関係の連絡・広報について」	広報体制、対象、空港事務所・空港港湾課の役割	2件
建築住宅課	県	「山形県宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の指導及び監督処分基準」	判断基準、公表主体、公表内容	4件
県立病院課	県	「山形県立病院医療事故公表基準」	判断基準、公表主体、公表内容	15件

◆事故・事件が発生した場合の公表について

2 公表基準を設けていないものの、公表実績があるもの

課名	概要	公表内容
広報推進課	県民のあゆみの掲載情報（広告）についての誤り	誤りの内容、配布状況、対応、再発防止策
みどり自然課	特定外来生物の確認	特定外来生物の特徴、確認状況（場所、被害の有無）等
	クマによる人身事故及びクマの目撃	発生日、場所、内容、件数等
食品安全衛生課	クリーニング師試験問題の不備	試験の概要（実施日等）、経緯、対応、再発防止策
障がい福祉課	県立点字図書館の指定管理者によるメールの誤送信	発生日時、概要、対応、再発防止策
道路保全課	県管理道路の橋名板の消失	経過、点検結果、対応
建築住宅課	県営住宅におけるアスベストの使用状況	状況
会計局	所得税の源泉徴収に係る点検の実施及び点検結果	点検内容（対象、期間、点検項目）、点検結果
教育庁総務課	高等学校就学支援金の算定誤りに伴う授業料の誤徴収	算定誤りの内容、判明経緯、誤徴収の人数・金額、原因、再発防止策
	山形県立工業高等学校における土壌汚染状況調査の結果	場所、調査日時、調査内容、結果、今後の対応
教育庁教職員課	公立学校教員選考試験の採点誤り及び問題誤り	判明経緯、誤り内容、発生理由、影響、対応
教育庁文化財・生涯学習課	海浜自然の家における害虫被害の発生	発生日、場所、状況、対策
教育庁高校教育課	東桜学館中学校入試問題の誤り	誤りの内容、対応
	公立高等学校入試における事故	事故の内容、対応
企業局水道事業課	最上広域水道の給水停止及び給水再開	状況（発生日時等）、影響、対応
	水道用水の色度状況	状況（発生日、水質の状況）、影響、対応
村山総合支庁産業経済部 森林整備課	県民の森で発生した蜂刺され被害及びクマの目撃	蜂被害⇒状況（発生日時、場所、被害者情報等）、対応 クマ⇒場所、発生日時、対応
村山総合支庁建設部 都市計画課	都市公園（西藏王公園）付近でのクマの目撃	場所、発生日時、対応
西村山道路計画課	都市公園（弓張平公園）でのクマの目撃	場所、発生日時、対応
最上総合支庁建設部、 産業経済部	落札決定及び入札の取り消し	事案の概要（工事名、事由）、今後の対応
庄内総合支庁環境課	海岸漂着物の発見	発見日時、場所、発見された漂着物の概要

テーマ5 災害が発生した場合の公表について

1 制度等の概要

(1) 本県における災害発生時における行方不明者の氏名等の公表

報道機関からの問い合わせ等があった際は、発生した災害の規模等に応じ、その都度公表するかどうかについて判断のうえ対応している。

※ 山形県個人情報保護条例との関係

条例では、原則として、実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために、個人情報を実施機関以外に提供してならない（第6条第1項本文）となっているが、「生命、身体などの保護に必要な場合で緊急かつやむを得ない場合は、個人情報を取り扱う事務以外の目的のために個人情報を第三者に提供することができる」（同項第1号）、とされている。

一方、同条例に基づく提供制限の例外事項として、山形県個人情報保護運営審議会からは、「社会的関心が高い等県民に知らせる公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、報道機関に対し個人情報を提供することができる」との答申がなされている。

ただし、災害発生時における行方不明者情報の提供範囲など提供に関する具体的規定はない。

(2) 国等の指導

ガイドライン等はなく、公表に関する公益性や公表の範囲等は各自治体の判断に委ねられている。

2 現状

(1) 本県状況

- 家族の同意がある場合 ⇒ 「氏名、住所、性別、年齢等」を公表
- 同意が確認できない場合 ⇒ 「住所(市町村名)、性別、年代等」を公表
 - ・ これまでは、人的被害発生事例が他県よりも比較的少ないこと、事故発生等に伴う県警等の報道発表が先行するなど、行方不明者公表の取扱い自体が問題になった例はない。
 - ・ 大規模な災害や事故等が発生した場合、救助活動の迅速性と個人情報の保護及び公表情報を基にしたトラブル発生の可能性等の問題が起こりうることで想定される。

<近年の行方不明者の事例>

平成25年に大雨災害に伴う行方不明者1件の発生があったが、所轄警察署からの公表があったため、県としても公表の扱いとした。

(2) 他県の状況

親族の同意なく公表すれば苦情が寄せられる、DV被害者を探し出す例や空き巣の被害に遭うリスクも考えられるという指摘がなされている例がある。

(3) その他

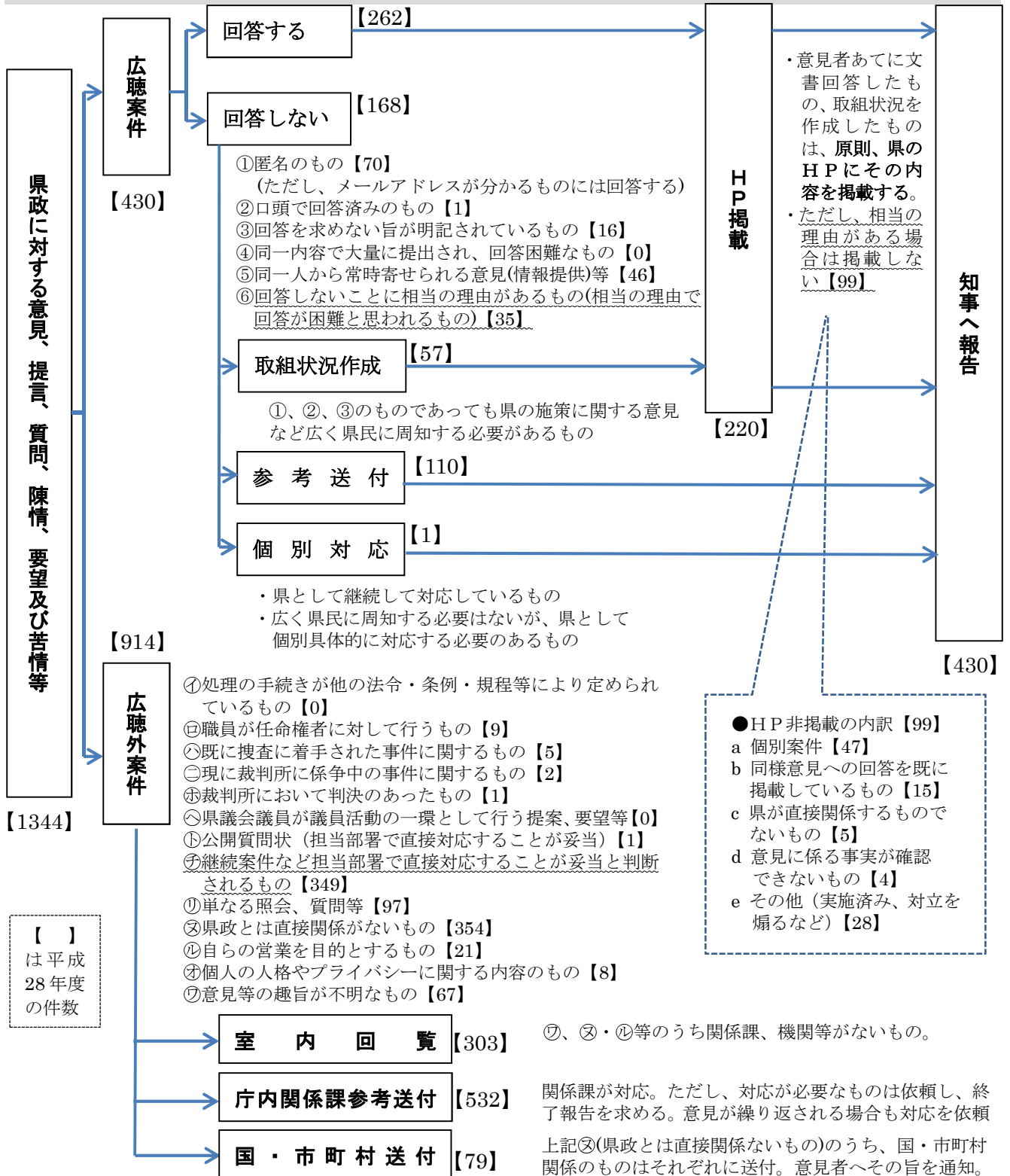
本県では、「行方不明者」の定義を、災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者として運用しているが、当人と連絡が取れない安否不明者を含めた使われ方などがあり、定義そのものも課題の一つとなる場合がある。

テーマ6 広聴案件に対する対応状況の情報提供

1 制度等の概要

広聴活動は、県民の声を県政に反映すること、県民へ広く情報提供し身近な行政の実現を図ることを目的に行っており、インターネット、電話、手紙等で寄せられる意見等を受け付け、「広聴事務取扱要綱」(平成22年4月 総務部長通知)、「県民相談事務取扱要領」(平成13年4月 総務部長通知)、「県政直行便実施要領」(平成17年8月 総務部長通知)、「県政ご意見箱設置要領」(平成15年3月 総務部長通知)、「広聴関係事務処理の手引き」(平成29年4月 秘書課長通知)等により処理している。

2 現状



広聴事案の処理状況(26～29年度)

年度	受付数 A	広聴 案件 数 B	広聴案 件率 B/A	回答 件数 C	県HP		非 回答 件数 B-C	県HP 掲載数 E	県HP 掲載数 合計 F= D+E	県HP 掲載率 F/B	広聴外 案件数	備考
					掲載数 D	非 掲載数 C-D						
26	1,502	474	31.6%	209	111	98	265	80	191	40.3%	1,028	
27	1,381	424	30.7%	265	206	59	159	118	324	76.4%	957	
28	1,344	430	32.0%	262	163	99	168	57	220	51.2%	914	以下に詳細
29	519	161	31.0%	107	81	26	54	30	111	68.9%	358	9月末現在

1 平成28年度 広聴外案件(914件)の概要(広聴外とした理由)

	理 由	件数	構成比	備考
1	処理の手続きが他の法令、条例、規程等で別に定められているもの	0	0.0%	
2	職員が任命権者に対して行うもの	9	1.0%	
3	既に捜査に着手された事件に関するもの	5	0.5%	
4	現に裁判所に係争中の事件に関するもの	2	0.2%	
5	裁判所において判決のあったもの	1	0.1%	
6	県議会議員が議員活動の一環として行う提案、要望等	0	0.0%	
7	公開質問状(担当部署で直接対応することが妥当)	1	0.1%	
8	継続案件など担当部署で直接対応することが妥当と判断されるもの	349	38.2%	
9	単なる照会、質問等	97	10.6%	
10	県政とは直接関係がないもの	354	38.7%	
11	自らの営業を目的とするもの	21	2.3%	
12	個人(職員を含む。)の人格やプライバシーに関する内容のもの	8	0.9%	
13	意見等の趣旨が不明なもの	67	7.3%	
合 計		914	100.0%	

2 平成28年度 非回答案件(168件)の概要(回答しなかった理由)

	理 由	件数	構成比	備考
1	匿名のもの	70	41.7%	
2	口頭で回答済みのもの	1	0.6%	
3	回答を求めない旨が明記されているもの	16	9.5%	
4	同一内容で大量に提出され、回答困難なもの	0	0.0%	
5	同一人から常時寄せられる意見(情報提供など)	46	27.4%	
6	回答しないことに相当の理由があるもの	35	20.8%	
合 計		168	100.0%	

3 平成28年度 県ホームページ非掲載案件(99件)の概要(掲載しなかった理由)

	理 由	件数	構成比	備考
1	個別案件	47	47.5%	
2	同様の意見に対する回答を既に掲載しているもの	15	15.2%	
3	県が直接関係するものでないもの	5	5.1%	
4	意見に係る事実が確認できないもの	4	4.0%	
5	その他(既に実施済み、対立する意見を煽ることになる など)	28	28.3%	
合 計		99	100.0%	

テーマ7 会議等の公開等

1 制度等の概要

審議会等については、県の意思形成に果たす役割に鑑み、「審議会等の会議の公開に関する指針」（H10.4月施行）に基づき「会議の原則公開」の取扱いとしてきた。その後、「審議会等の公開に関する指針」（H18.4.1）へ指針を見直し、会議の原則公開のほかに会議の記録等の作成や県ホームページでの公開などを加えた「会議の情報の公開」を行ってきた。

対象となる審議会等の範囲

- 1 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関
- 2 要綱等に基づき設置されている協議会、懇話会等（県の職員以外の者が構成員に含まれているものに限る）

(1) 審議会等の公開

審議会等は原則公開とする。

＜例外的に非公開とする場合＞

ア 情報公開条例に規定する不開示情報に該当する情報に関し審議会等を行う場合

【不開示情報】①法令秘情報、②個人情報、③法人等情報、④公共安全維持情報、
⑤意思形成過程情報、⑥行政執行情報、⑦国等関係情報

イ 会議を公開することにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合

(2) 審議会等の会議の記録等

- ア 公開で行われた審議会等 … 審議会等の記録を作成し、県ホームページ上で公開
 イ 非公開で行われた審議会等 … 議事の性質・内容に応じ、会議録、会議録要旨又は会議概要等を作成し、できる限り県ホームページ上で公開するよう努める。

2 現状

指针对象の会議等の現状（平成29年10月現況調査（速報値）による）

公開分類		件数	非公開の内容・判断の理由		件数
公開		162	①法令秘情報		2
一部公開		25	②個人に関する情報		44
非公開		135	③法人等に関する情報		24
開催の都度決定		13	④公共安全維持情報		7
その他		6	⑤意思形成過程情報		18
合計		341	⑥行政執行情報		9
			⑦国等関係情報		1
			⑧率直な意見交換の阻害		28
			⑨中立性を損なう		18
			⑩県民に混乱生じる		4
			⑪特定の者に利益又は不利益		9
			⑫その他		45
			合計		209

記録形態		件数
会議録		98
会議録要旨		164
会議概要		62
その他		17
合計		341

テーマ8 庁内会議の記録の作成・保存

1 制度等の概要

審議会等に該当しない内部職員のみのも会議（いわゆる「**庁内会議**」をいう。）においても、会議録の作成及び保存に努め、特に、公開を前提とする会議についてはその徹底を図ることを、平成24年4月2日の部長会議において申し合わせた（単なる伝達、報告のための会議を除く。）。《**庁内会議の例**》 災害対策本部、危機対策本部

1 記録の形態

- ① 会議録 … すべての発言内容の要旨を、発言者別、時系列に記載
- ② 会議録要旨 … 主な発言内容の要旨を、項目毎にまとめて記載
- ③ 会議概要 … 会議の決定事項のみ記載（発言内容の記載は不要）

2 現状

平成29年10月に庁内会議の記録状況に関する現況調査をした結果、部長申し合わせ（平成24年4月）に基づき、現在、会議の記録を作成している庁内会議が 157件確認された。

※ 記録形態の内訳：①会議録 18件 ②会議録要旨 72件 ③会議概要 67件

テーマ9 記者発表などによる情報提供について

1 制度等の概要

県から報道機関に対して県政情報を提供するパブリシティ（Publicity）について、次の4つの方法で実施。タイミングや内容に応じて所管部局等がどの方法によるか判断して実施している。

(1)知事記者会見における発表

知事の定例記者会見（原則週1回火曜日開催）や臨時記者会見の場を活用して、知事から発表

(2)知事談話（知事コメント）の発出

県内の動きや国、他県の状況などに関連して知事としての見解を発表する場合、談話を文書にして報道機関各社に提供

(3)記者発表（記者レクチャー）

重点施策や新規事業の実施状況、予算の概要、決算の状況、各種の調査結果や計画策定、突発的な事件、積極的にPRしたいもの（すべきもの）や内容が複雑・専門的で説明を要するものなどについて、資料を基に記者に説明し、質疑に応じている。発表は報道監（各部局次長等）又は報道監が指定する者が実施

※報道監：平成21年度に、必要な県政情報は、知事からだけでなく、各部局からも記者発表や資料提供（プレスリリース）などにより積極的に提供することとされた。その際、各部局の広報活動全般・パブリシティの推進を統括する報道監（次長級又は主幹課長）が設置されたもの。

【設置根拠：山形県広聴広報事務取扱要綱第8条】

(4)資料提供（プレスリリース）

記者が概要を把握している定例的なもの、資料を読むことで十分理解できるものなどについては、記者室に資料提供（プレスリリース）を行う。

上記内容は、「パブリシティの手引き」に具体的な手順等について掲載

2 現状

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
知事記者会見における発表項目数	62	62	88	75
(知事記者会見開催回数)	定例34、臨時4	定例28、臨時6	定例32、臨時5	定例29、臨時7
知事談話（知事コメント）の発出件数	28	39	40	41
記者発表（記者レクチャー）の開催回数	18	21	23	20
資料提供（プレスリリース）件数	2,533	2,611	2,628	2,724

(別紙)

1 知事定例記者会見の開催状況 ※H28.2月現在

開催頻度	都道府県名
【週1回開催】	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県 、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、福岡県、沖縄県 (27 都道府県)
【月2回開催】	福島県、茨城県、栃木県、富山県、静岡県、三重県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 (15 県)
【月1回開催】	青森県、福井県、高知県、長崎県 (4 県)
【定例開催なし】	石川県 (1 県)

2 部局報道監等による記者発表の状況 (平成 28 年度)

…「把握していない」を除いた平均回数 43.2 回

年間実施回数	都道府県名
100 回超	静岡県 (124 回)
80 回～99 回	岐阜県
60 回～79 回	大分県、秋田県、長崎県、島根県、熊本県、宮崎県
40 回～59 回	千葉県、岩手県、愛媛県、茨城県、群馬県、愛知県、埼玉県、滋賀県、福岡県、宮城県、岡山県、奈良県
20 回～39 回	山梨県、福井県、神奈川県、佐賀県、香川県、栃木県、広島県、兵庫県、山口県、長野県、京都府、鹿児島県、北海道、石川県
19 回以下	鳥取県、 山形県 、三重県、和歌山県、新潟県、富山県、徳島県 (10 回)
把握していない	青森県、福島県、東京都、大阪府、高知県、沖縄県

テーマ10 県が保有する行政情報の積極的な提供

1 制度等の概要

行政情報センター及び総合支庁窓口において行政情報（行政資料）の提供等を行っている。

※ 山形県情報公開事務取扱要綱（平成13年4月27日総務部長通知）に基づき、「行政情報センター等における情報提供事務取扱要領（同総務部長通知）」を制定。

(1) 行政情報センター

ア 場所 山形県庁1階

イ 時間 9:00から17:00まで

ウ 業務

(ア) 情報公開及び個人情報保護に係る相談及び案内、全実施機関※に係る開示請求の受付等に関すること ※ 議会、公安委員会、警察本部を除く。

(イ) 行政情報の提供に関すること

- a 公文書の管理に関する資料（山形県文書管理規程、文書の簿冊名等一覧）
- b 行政刊行物（議案、県の基本構想・事業計画、県の事業に係る事業報告、統計資料等）
- c 県民等の閲覧に供するため備える資料（①個人情報取扱事務登録簿、②許認可等の審査基準、標準処理期間等に関する資料、③県出資法人提出資料、④報道機関への提供資料、⑤補助金の交付決定通知書等の写し、⑥法人設立に関する許認可等通知書の写し、⑦公益法人提出資料）
- d その他の資料（行政機関等が定期的に発行する広報誌等の印刷物、小冊子等）

エ その他

(ア) 行政資料の貸出し 1人につき1回3冊を限度とし、7日以内

(イ) 行政資料のコピーサービス料金 用紙1枚につき白黒10円/カラー50円(A3判以下)
CD-R1枚につき80円、DVD-R1枚につき160円

(2) 総合支庁窓口

ア 場所 各総合支庁本庁舎1階

イ 時間及び業務等 行政情報センターと同様

※ 行政資料のうち県出資法人提出資料及び報道機関提出資料など一部の備付け資料は、行政情報センターにのみ配架

2 現状

(1) 行政情報センターにおける情報提供の現状

ア 提供環境

- ・ 行政資料のほぼ全てが紙媒体による提供である（所蔵空間の確保・維持が必要）。
- ・ 電子媒体で提供している情報は、行政文書ファイル管理簿、県公報アーカイブ等。

イ 利用状況 … 詳細は別紙のとおり

(2) 行政情報センター等の周知方法

県ホームページにより周知

行政情報センター情報提供の現状

1 行政情報センター等の情報公開窓口の利用状況の推移

区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
資料の 閲覧・ 貸出し	職員	人数	627	460	439	369	436
		前年比	▲ 26.5%	▲ 26.6%	▲ 4.6%	▲ 15.9%	+ 18.2%
	一般	人数	1,756	1,619	1,522	1,417	1,388
		前年比	+ 5.1%	▲ 7.8%	▲ 6.0%	▲ 6.9%	▲ 2.0%
	計	人数	2,383	2,079	1,961	1,786	1,824
		前年比	▲ 5.6%	▲ 12.8%	▲ 5.7%	▲ 8.9%	+ 2.1%
情報公開請求	人数	138	132	156	147	185	
	前年比	▲ 0.7%	▲ 4.3%	+ 18.2%	▲ 5.8%	+ 25.9%	
利用者数合計	人数	2,521	2,211	2,117	1,933	2,009	
	前年比	▲ 5.3%	▲ 12.3%	▲ 4.3%	▲ 8.7%	+ 3.9%	
貸出資料冊数	冊数	1,245	751	698	589	560	
	前年比	▲ 12.7%	▲ 39.7%	▲ 7.1%	▲ 15.6%	▲ 4.9%	

※ 人数及び冊数は、行政情報センター及び各総合支庁総合案内窓口の利用状況の合計値

2 情報公開窓口における行政刊行物の配置状況

平成 29 年 4 月 1 日現在

	国	山形県	市町村	他都道府県	その他	合計
政治・法律・行政	520	3,692	216	27	619	5,074
議会資料・法令資料	506	1,210			196	1,912
経済・産業	1,220	3,349	551	161	1,736	7,017
経済統計・統計資料	12,862	2,535	399	1,306	585	17,687
社会・労働	906	2,169	20	64	985	4,144
教育	75	650	3	1	268	997
歴史・地理	5	165	11	15	336	532
哲学・宗教	1				3	4
芸術・文学・語学	11	22	2	1	22	58
科学・技術	1,010	603	2	141	290	2,046
書誌・図書館	53	138	4	160	77	432
特殊資料	56	246			13	315
定期刊行物	147	29			673	849
合 計	17,372	14,808	1,208	1,876	5,803	41,067

3 行政資料の有償頒布実績（平成 29 年 11 月末現在）

平成 14 年 2 月 1 日以降、2,297 部（CD-ROM 版：109 部を含む。）を有償頒布
（27 年度中頒布実績：65 部、28 年度中頒布実績：80 部、29 年度中頒布実績：53 部）
有償頒布中の行政資料（平成 29 年 12 月 1 日現在）

以下の 8 種類

- ・県内市町村財政の状況（平成 27 年度）
- ・山形県道路管内図
- ・最上総合支庁建設部管内図
- ・置賜総合支庁建設部管内図（その 1）
- ・庄内総合支庁建設部管内図（その 1）
- ・レッドデータブックやまがた
「絶滅危惧野生植物」2013 年改定版
- ・置賜総合支庁建設部管内図（その 2）
- ・庄内総合支庁建設部管内図（その 2）

テーマ 11 オープンデータ（統計情報等）などの推進について

1 制度等の概要

オープンデータとは、「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のことをいう。（総務省ホームページより）

県では、保有する公共データの利活用を推進するため、平成 27 年 12 月にオープンデータカタログを県のホームページに開設し、データの公開を行っている。

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kikakushinko/020051/opendata.html>

2 現状

- ・ 現在公開中のデータセット（※）数は 46 件となっている（内訳は別添を参照）。
- ・ 「第 3 次山形県総合発展計画」短期アクションプランにおいて、データセット数が K P I となっており、平成 32 年度までに 150 件とすることとなっている。
- ・ 上記 K P I において、今年度末までにデータセット数を 60 件まで増やすことを目標としている。
- ・ データのカウント方法は自治体毎に異なっていることから、データ掲載数の単純な比較はできない。

本県では複数のデータをセットにしており、個別にカウントした場合データ数は約 430 件になる。

※ 複数の関連するデータや、月次・年次で作成されるデータを一つのセットにまとめたもの。

山形県オープンデータカタログ掲載データ一覧及びページアクセス数

平成29年12月15日現在

対象ページ	概要	アクセス数 (月平均)
【トップページ】		
カタログトップページ		226
【くらし・環境・社会基盤】		
カテゴリトップ (くらし・環境・社会基盤)		72
1 県内空間放射線量率	【概要】県内6箇所のモニタリングポストで測定した空間放射線量率の1時間値 【更新周期】1時間	682
2 放射能検査結果	【概要】分類毎の放射能検査結果 【更新周期】随時	509
3 犯罪統計資料	【概要】市町村別の刑法犯認知件数・犯罪率等 【更新周期】毎月	
4 交通事故統計資料	【概要】市町村別の交通事故発生状況等 【更新周期】毎月	
5 子どもを対象とした犯罪・声かけ等の取扱状況 (月報)	【概要】認知及び解決・検挙件数 (毎月) ・学校別、登下校別、態様別 ・時間帯別、学校別 ・市町村別 【更新周期】毎月	24
6 警察相談受理件数 (年報)	【概要】平成26年中に寄せられた警察安全相談受理件数 【更新周期】1年	カテゴリトップと同数
7 山形県新設住宅着工統計	【概要】国が行う住宅着工統計を元に県内の住宅着工状況を集計 【更新周期】随時	575
8 置賜広域水道水質測定結果	【概要】置賜広域水道で供給している水道水等の水質測定結果 【更新周期】随時	136
9 村山広域水道水質測定結果	【概要】村山広域水道で供給している水道水等の水質測定結果 【更新周期】随時	139
10 最上広域水道水質測定結果	【概要】最上広域水道で供給している水道水等の水質測定結果 【更新周期】随時	95
11 庄内広域水道 (南部) 水質測定結果	【概要】庄内 (南部) 広域水道で供給している水道水等の水質測定結果 【更新周期】随時	30
12 庄内広域水道 (北部) 水質測定結果	【概要】庄内 (北部) 広域水道で供給している水道水等の水質測定結果 【更新周期】随時	
13 山形県内電気自動車用急速充電器設置箇所一覧	【概要】県内の電気自動車用急速充電器設置箇所を集計 【更新周期】毎月	86
14 道路現況	【概要】県内道路の延長	カテゴリトップと同数
15 市町村別道路現況	【概要】県管理道路の市町村別延長	カテゴリトップと同数
16 自動車交通量調査	【概要】道路種別毎の自動車交通量等 (平成22年版)	カテゴリトップと同数
17 水道現況	【概要】山形県の水道の現況	131
【健康・福祉・子育て】		
カテゴリトップ (健康・福祉・子育て)		56
18 山形県医療機関情報ネットワークシステム	【概要】県内医療機関の各種情報 【注記】山形県医療機関情報ネットワークシステムの操作によって出力できるCSVファイルのみが対象データとなります。	7,172
19 県有施設におけるAED設置状況	【概要】県有施設におけるAEDの設置状況 (平成27年4月1日現在)	カテゴリトップと同数
20 市町村におけるAED設置状況	【概要】各市町村におけるAED設置状況 (県有施設含む)	カテゴリトップと同数
21 やまがた子育て応援バスポート協賛店情報	【概要】やまがた子育て応援バスポート協賛店情報 (店舗PR及びサービス内容除く) 【更新周期】随時	カテゴリトップと同数
22 山形いきいき子育て応援企業一覧	【概要】山形いきいき子育て応援企業として登録・認定している企業名の一覧 【更新周期】随時	カテゴリトップと同数
【教育・文化】		
カテゴリトップ (教育・文化)		-
23 山形県学校名鑑	【概要】県内の学校の生徒数や教員数、職員数について取りまとめた資料	660

山形県オープンデータカタログ掲載データ一覧及びページアクセス数

平成29年12月15日現在

	対象ページ	概要	アクセス数 (月平均)
【産業・観光・しごと】			
	カテゴリトップ (産業・観光・しごと)		58
24	工業技術センター業務年報	【概要】技術支援業務、研究業務、受託業務等 【更新周期】1年	15
25	山形県買物動向調査	【概要】 (1)商圏の状況 (どの市町村で主に買物をしているかを調査) (2)県外での買物動向 (3)インターネットを含む通信販売による買物動向 (4)買物をする店舗について (5)中心部の商店街での買物動向 (6)買物する際に重視する点 (7)震災以降の買物動向 (平成24年度版)	26
26	おきたま地域6次産業化等の取組み	【概要】置賜地域において6次産業化に取り組んでいる事業者の事業紹介 【更新周期】随時	カテゴリトップと同数
27	置賜地域の米粉商品販売店情報	【概要】置賜地域の米粉商品販売店情報の紹介 【更新周期】1年	カテゴリトップと同数
28	山形県の水産	【概要】本県の水産関係データについて、毎年取りまとめ、公表しているもの (毎年7月公表) 【更新周期】1年	163
29	庄内浜の魚応援店リスト	【概要】内陸地域で庄内浜水産物を積極的に取り扱い、庄内浜水産物の魅力のPR協力店を記載 【更新周期】1年	カテゴリトップと同数
30	山形県貿易実態調査	【概要】県内企業の貿易動向を把握するため、県内企業に対して毎年実施しているアンケート調査の結果 【更新周期】1年	45
31	観光イベントカレンダー	【概要】県内のイベント情報 【更新周期】毎月	3,934
32	山形県観光者数調査	【概要】県内主要観光地における観光者数 【更新周期】1年	カテゴリトップと同数
33	外国人旅行者県内受入実績調査	【概要】外国人旅行者にかかる国籍別受入れ人数 【更新周期】半年	カテゴリトップと同数
34	山形県労働条件等実態調査付表	【概要】週所定労働時間、年間休日総数、育児休業制度規定状況等 (平成26年) 【更新周期】1年	カテゴリトップと同数
35	山形県内組織労働者の状況	【概要】労働組合数、労働組合員数、推定組織率等 【更新周期】—	16
36	山形県労働委員会年報	【概要】年報の統計資料部分 (1)取扱件数の推移 (暦年) (2)調整事件数(手続事由別、終結事由別) (3)調整事件数(産業別) (4)調整事件数(調整事項別) (5)個別労働関係紛争のあっせん事件数 (6)不当労働行為救済申立事件の審査状況 (7)不当労働行為救済申立事件数 (産業別) (8)不当労働行為救済申立事件係属数の推移 (9)労働組合の資格審査状況 (10)平成26年 (暦年) 個別労働相談事項別件数、労働相談件数の推移	カテゴリトップと同数
【県政運営・地域情報】			
	カテゴリトップ (県政運営・地域情報)		47
37	山形県の人口と世帯数 (推計) (月報)	【概要】毎月1日現在の県内市町村の人口と世帯数を推計 【更新周期】毎月	3,589
38	山形県の人口と世帯数 (年報)	【概要】「山形県の人口と世帯数 (推計) (月報)」の調査結果を年度単位で集計	1,018
39	山形県鉱工業指数 (月報)	【概要】生産動態統計調査結果を基に鉱工業製品170品目について基準年の月平均を100として毎月の生産状況を指数化 【更新周期】毎月	28
40	山形県鉱工業指数 (年報)	【概要】「山形県鉱工業指数 (月報)」の指数を暦年単位で集計 (平成25年版 (平成22年基準)) 【更新周期】1年	5
41	山形県民経済計算	【概要】山形県版GDP (推計結果) 【更新周期】1年	23
42	市町村民経済計算	【概要】県内市町村版GDP (推計結果) (平成24年度版) 【更新周期】2年	カテゴリトップと同数
43	山形県産業連関表	【概要】県内で1年間に行われた各産業間や対消費者との取引、他県との取引状況等 【更新周期】5年	132
44	山形県景気動向指数	【概要】生産、雇用等の様々な経済指標を統合して毎月作成する総合的な景気指標	216
45	山形県税務統計年報	【概要】山形県の税務に関する統計 【更新周期】1年	150
46	県証紙売りさばき所	【概要】県証紙売りさばき所の地域別一覧及び休日等 (土日及び17時30分以降) の営業店一覧を掲載	90
	合計		20,149

※1 アクセス数はH27.12からの累積閲覧数の平均値 (一部期間が異なるものあり)

※2 専用のページを設けずにカテゴリトップページに掲載しているデータについては、アクセス数がカテゴリトップと同数となる

※3 【教育・文化】のカテゴリトップページについては開設直後のためアクセス数の記載なし